

湖南省内の事業者等の皆様へ

大口使用者
割引制度の
ご案内

湖南省

上下水道部

●はじめに

湖南省の水道は昭和31年に供用を開始して以来、人口の増加、給水区域の拡張、生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応するため、面的・量的拡充をはかり、『安全で安心できる良質な水の安定供給』に取り組んでいます。

また、お客様のニーズに合った水道事業を展開していくという観点から、この度、水道大口使用者の業務を支援するための新しい料金制度を導入します。

●大口使用者割引制度（個別需給給水契約）の概要

- 水道水を安く提供します。
 - ・契約により設定した「基準水量」を超えて使用した水量分は、通常単価の2分の1で提供します。
 - ・お客様からの申込みにより個別に契約いたします。
 - ・湯水時等、有事の際には水量の抑制をお願いする場合があります。

●適用の条件

- ・本市水道を1年以上継続して使用していること。
- ・本契約申込前の直近5年間で、1つのメーターにつき水道水の使用量が、1使用月（2箇月）で2,000 m^3 以上の使用実績があること。
- ・水道料金を滞納していないこと。
- ・本契約の解除後、1年以上経過していること

●契約期間

- ・契約の期間は、管理者が契約の締結を決定した日から、契約日が属する年度末の定例日までとなります。
- ・契約終了日1箇月前から契約更新のお申し込みが可能です。

●基準水量

- ・本契約申込みの期を除く直近1年間のうち、最も使用水量の多い期の水量（最大使用水量）をもとに算定します。
- ・契約更新時には基準水量の見直しを行います。この場合は当該契約年度の使用水量をもとに算定します。
- ・基準水量が2,000 m^3 未満となるときは、2,000 m^3 とします。

●水道料金について

- 通常の従量料金が 239 円/m³（税抜き、1 使用月当たり 201 m³以上）のところ、基準水量を超えて使用した水量分の単価が、120 円/m³となり、通常料金より 119 円/m³安くなります。

■計算例

※水道メーター口径 100mm、使用水量 6,000 m³、基準水量 5,000 m³の場合（新料金表準拠）

水道料金＝（基本料金＋水量料金）×消費税相当額

料金区分		水量	制度非適用		制度適用	
			単価	料金	単価	料金
水道料金	基本料金		143,760 円	143,760 円	143,760 円	143,760 円
	水量料金	1 m ³ ～10 m ³	63 円	630 円	63 円	630 円
		11 m ³ ～20 m ³	105 円	1,050 円	105 円	1,050 円
		21 m ³ ～40 m ³	107 円	2,140 円	107 円	2,140 円
		41 m ³ ～100 m ³	162 円	9,720 円	162 円	9,720 円
		101 m ³ ～200 m ³	200 円	20,000 円	200 円	20,000 円
		201 m ³ ～		239 円	1,386,200 円	基準水量まで 201 m ³ ～5,000 m ³ 239 円
	基準超過分 5,001 m ³ ～6,000 m ³ 120 円		120,000 円			
合 計			1,563,500 円×1.08＝ 1,688,580 円		1,444,500 円×1.08＝ 1,560,060 円	

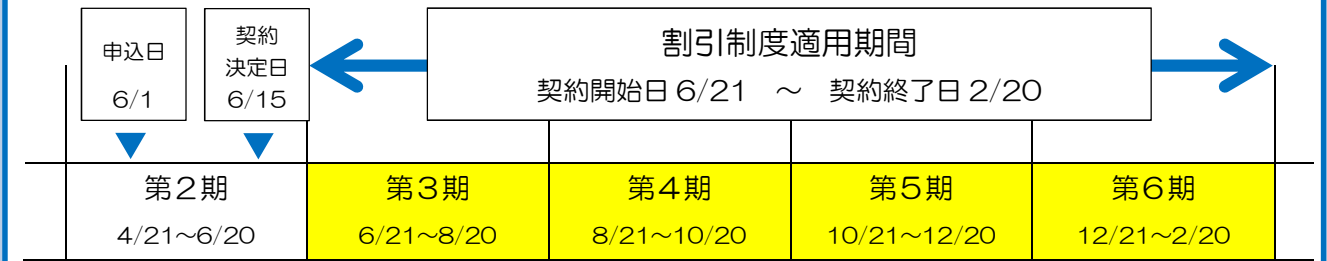
この場合、大口使用者割引制度を利用すると…

1,688,580 円－1,560,060 円＝ 128,520 円お得になります。

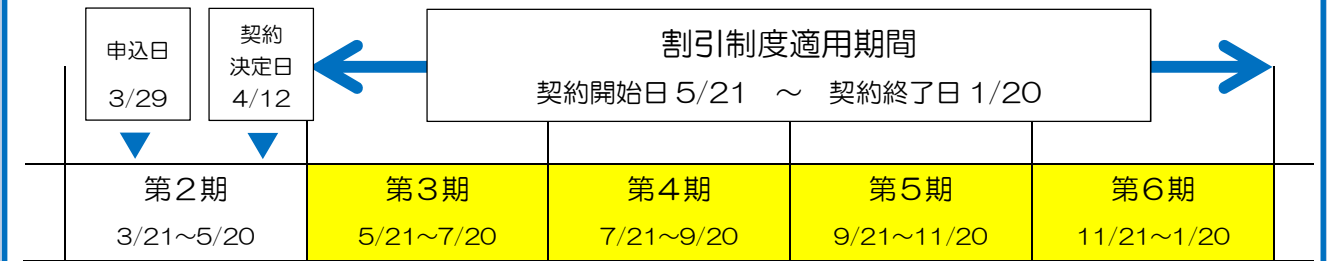
●料金適用時期

本契約が適用される料金は、契約決定日が属する期の翌期分から、契約終了日の属する期分までとなります。

【料金適用時期イメージ】 ※偶数月検針の場合



【料金適用時期イメージ】 ※奇数月検針の場合



●契約解除

- 次の場合には、契約を中途解除します。
 - ・水道の使用の中止又は用途の変更をしたとき。
 - ・料金を滞納するなど、契約者の義務を誠実に履行しないとき。
 - ・個別需給給水契約解約申込書を提出したとき。
 - ・本契約締結後、新たに地下水等利用専用水道を設置したとき。

●お申込みについて

個別需給給水契約申込書に必要事項を記入の上、直接または郵送で（FAX 不可）下記までお申込みください。

〒520-3288

滋賀県湖南市中央一丁目1番地 湖南市上下水道部

TEL：0748-71-2337 FAX：0748-72-2332



湖南省市民憲章

平成17年11月20日制定

わたしたちは、悠久の野洲川の流れに浴った美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

一、美しい水と緑を大切にし、

自然と調和したまちをつくります。

一、たがいの人権を認めあい、

思いやりのあるまちをつくります。

一、子どもが健やかに育ち、

障がい者や老人をはじめ、だれもが

安心して暮らせるまちをつくります。

一、ゆたかな歴史を重んじ、

香り高い文化のまちをつくります。

一、社会の規律を守り、

安全で住みよいまちをつくります。

